

○大田区男女共同参画推進区民会議運営要綱

制定	平成 9 年 2 月 26 日総男女発第 152 号決定
改正	平成 11 年 7 月 8 日総男女発第 42 号決定
改正	平成 14 年 6 月 20 日経男女発第 30 号決定
改正	平成 21 年 3 月 16 日 20 経男女発第 10312 号決定
改正	平成 25 年 3 月 25 日 24 経男女発第 10347 号決定
改正	平成 26 年 3 月 27 日 25 総男女発第 10329 号決定
改正	平成 27 年 3 月 31 日 26 総人権発第 10676 号決定
改正	平成 29 年 3 月 23 日 28 総人権発第 10671 号決定
改正	平成 30 年 5 月 18 日 30 総人権発第 10165 号決定
改正	令和 7 年 3 月 17 日 6 総人権発第 11005 号決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大田区付属機関の設置等に関する条例（令和 7 年条例第 2 号）の規定に基づき、大田区男女共同参画推進プラン（以下「プラン」という。）に掲げられた課題の解決に向けて計画の実現を推進し、男女共同参画施策への提言及びその実現方策を検討するために、大田区男女共同参画推進区民会議（以下「推進区民会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 推進区民会議は、区長が委嘱した次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験委員 1 人以内
- (2) 団体推薦委員 11 人以内
- (3) 公募委員 4 人以内

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認める場合は、16 人以内の定数の範囲内において、前項に規定する人数を変更することができる。

(会長)

第 3 条 推進区民会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 推進区民会議は、会長が招集する。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(小委員会)

第 6 条 推進区民会議に、会議の効率的な運営を図るため、小委員会を設置することができる。

(小委員会の組織)

第 7 条 小委員会は、次に掲げる委員により構成し、委員の互選によりこれを定める。

- (1) 学識経験委員 1 人
- (2) 団体推薦委員・公募委員 4 人以内

(委員長)

第8条 小委員会に委員長を置き、小委員会に属する委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、小委員会を主宰する。

(庶務)

第9条 推進区民会議の庶務は、総務部人権・男女平等推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進区民会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成9年2月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年7月8日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。